

議事日程 (第3号)

平成23年9月2日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第1号 平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 平成22年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 平成22年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 平成22年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 平成22年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 平成22年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成22年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第11号 平成22年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第2～日程第12 質疑・委員会付託)
- 日程第13 第30号議案 平成23年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第14 第31号議案 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第15 第32号議案 平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)  
(日程第13～日程第15 質疑・委員会付託)
- 日程第16 第33号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(日程第16 質疑・討論・採決)

日程第17 第34号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第18 第35号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改  
正する条例

(日程第17～日程第18 質疑・委員会付託)

日程第19 第36号議案 中間市民図書館改修工事(建築工事)請負契約について

日程第20 第37号議案 中間市民図書館図書館用家具購入契約について

(日程第19～日程第20 質疑・委員会付託)

日程第21 会議録署名議員の指名

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員(18名)

1番 宮下 寛君	2番 青木 孝子君
3番 田口 澄雄君	4番 佐々木晴一君
5番 安田 明美君	6番 古野 嘉久君
7番 植本 種實君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 山本 慎悟君
13番 堀田 英雄君	14番 中野 勝寛君
15番 藤本 利彦君	16番 原田 隆博君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君

---

#### 欠席議員(1名)

19番 米満 一彦君

---

#### 欠 員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	白尾 啓介君
市民部長 ……………	成光 嘉明君	保健福祉部長 ………	溝口 悟君
建設産業部長 ………	三島 秀信君	教育部長 ……………	小島 一行君

上下水道局長	……	永野 博之君	市立病院事務長	…	行徳 幸弘君
消防長	……	一田 健二君	総務課長	……	柴田精一郎君
総合まちづくり課長	……				松尾 壮吾君
財政課長	……	高橋 洋君	契約課長	……	松本 賢剛君
人権男女共同参画課長	……				松本 和幸君
介護保険課長	……	山本 信弘君	健康増進課長	……	木森 光彦君
産業振興課長	……	小南 敏夫君	下水道課長	……	中嶋 秀喜君
営業課長	……	久野 裕彦君	生涯学習課長	……	山崎 淳子君
市立病院課長	……	芳野 文昭君			

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

---

平成23年9月2日

NO. 4

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
青 木 孝 子	<p><b>介護保険制度について</b></p> <p>①改定された介護保険法では、市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設することができるようになりました。この制度は、要支援1・2の認定を受けても、介護保険給付外の地域支援事業で行われる予防事業（介護予防教室や筋トレなど）や配食サービス、見回りなどしか受けられなくなる恐れがあります。要支援者から介護保険の訪問介護やデイサービスを取り上げるべきではないと考えますが、市長の見解を伺います。</p> <p>②来年4月には介護保険料も改定されます。介護保険料はすでに基準額が月額4,043円にもなっており、重い負担が家計を圧迫しています。保険料の改定について、市長の見解を伺います。</p> <p>③介護保険料や利用料の減免制度を実施し、低所得者の負担軽減を図るべきではありませんか。市長の見解を伺います。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>暴力追放について</b></p> <p>①市内在住の青少年の犯罪が増加しており、青少年の健全育成を図るためには、暴力団事務所の撤去が不可欠です。市長の見解を伺います。</p> <p>②今年の「暴力追放市民集会」では、暴力団事務所前などをパレードし、暴力団事務所撤去の機運を高めるべきではありませんか。市長の見解を伺います。</p>	市 長 関係部課長
田 口 澄 雄	<p><b>コミュニティバスについて</b></p> <p>コミュニティバス導入検討会が昨年6月に立ち上げられ、すでに1年以上経過していますが、現状はどうなっているのでしょうか。法定協議会の設置はいつになりますか。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>国民健康保険について</b></p> <p>①医療費の一部負担減免について、国保運営協議会での検討結果についてお聞きします。</p> <p>②通院についても、中間市としての制度の対象とすることを検討してはどうでしょうか。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>予防医療に対する市の姿勢について</b></p> <p>全国の先進地、特に長野県では予防医療の徹底による医療費の軽減が図られ、結果として保険税等の負担も少なくなっています。これに比べて、中間市は医療費の削減を理由に通院を制限する等の措置により、かえって医療費の増加を招いているのではないのでしょうか。基本的な姿勢の変更を図るべきだと思いますが、市長の見解をお聞きします。</p>	市 長 関係部課長
宮 下 寛	<p><b>高齢者福祉について</b></p> <p>日常の買い物や通院に、タクシーを利用せざるを得ない人々に対し、どのようなサービスが提供されているか伺いたい。</p>	市 長 関係部課長
	<p><b>住宅リフォーム助成制度の創設について</b></p> <p>これまでも紹介してきたように、実施している自治体では、まちの活性化に大きく寄与し、市民や地元業者に喜ばれている。県下においても実施自治体が増えている。中間市でも早急の実施しては如何か伺います。</p>	市 長 関係部課長

## 議案の委員会付託表

平成23年 9月2日

第5回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第1号	平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表 1
認定第2号	平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第3号	平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号	平成22年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第5号	平成22年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号	平成22年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第7号	平成22年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第8号	平成22年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第9号	平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第10号	平成22年度中間市水道事業会計決算認定について	産業消防
認定第11号	平成22年度中間市病院事業会計決算認定について	市民厚生
第30号議案	平成23年度中間市一般会計補正予算（第2号）	別表 2
第31号議案	平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）	市民厚生
第32号議案	平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
第34号議案	中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策
第35号議案	中間市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例	市民厚生
第36号議案	中間市民図書館改修工事（建築工事）請負契約について	総合政策
第37号議案	中間市民図書館図書館用家具購入契約について	

## 別表 1

## 平成 23 年度 一般会計決算

## 歳 入

款 別	付 託 委 員 会	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

## 歳 出

款 別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 合 政 策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目、8目、10目の一部	産 業 消 防
		1項10目の一部、2項1目の一部、2項2目 3項1目の一部、3項2目	市 民 厚 生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総 合 政 策
		1項1目の一部、1項4目の一部、1項14目 2項1目・4目の一部、3項1目の一部	
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市 民 厚 生
		1項1目の一部、3項1目	総 合 政 策
		1項3目の一部	産 業 消 防
5	労 働 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総 合 政 策
		1項1目の一部、1項2目の一部	
		1項1目の一部	市 民 厚 生
6	農 林 水 産 業 費	全 項 (1項2目、4目の一部は総合政策)	産 業 消 防
7	商 工 費	全 項 (1項1目、3目の一部は総合政策)	
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項1目の一部・4項1目・3目の一部・ 5項1目の一部	総 合 政 策
9	消 防 費	全 項 (1項1目、4目の一部は総合政策)	産 業 消 防
10	教 育 費	全 項	総 合 政 策
11	災 害 復 旧 費	全 項	産 業 消 防
		2項1目	総 合 政 策
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	

## 別表 2

## 平成23年度中間市一般会計補正予算(第2号)

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	産業消防
第3条	第3表 地方債補正	総合政策

## 歳入

款別	項目	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

## 歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全項	市民厚生
6	農林水産業費	全項	産業消防
7	商工費	全項	
8	土木費	全項	
9	消防費	全項(他の所管に係る分を除く)	
		1項4目	総合政策
10	教育費	全項	
11	災害復旧費	全項	産業消防
12	公債費	全項	総合政策



午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

おはようございます。日本共産党の青木孝子でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、介護保険制度について質問をいたします。

介護保険が導入されて10年になりますが、「保険あって介護なし」と言われるように、高過ぎる保険料や利用者負担、また深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定など、多くの問題が噴出しております。今年6月15日に改定されました介護保険法は、こうした問題を解決するのではなく、要支援者の介護サービスを削減するなど、利用者や家族に大きな影響を与えるものになっております。

今回の改定によって、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができるようになりました。この総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象にした事業で、地域支援事業で行われます介護予防教室や筋トレなどの予防事業、また配食サービスや見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされております。

現在の介護保険制度では、要支援1、2と認定された場合、介護保険サービスを受けることができ、デイサービスや訪問介護、短期入所など、要介護と認定された高齢者に準じた介護サービスが受けられます。しかし、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村は、要支援1、2と認定された人について、従来の介護保険サービスを受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することになります。

訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事づくりをしております要支援の高齢者から、訪問介護やデイサービスを利用できなくなるのではないかと、こうした危惧する声が上がっております。要支援者から訪問介護やデイサービスを取り上げるおそれのある介護予防・日常生活支援総合事業を実施すべきではないと私は考えておりますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員がご心配をされておられますような制度改正によりまして、受けられるサービスが制限されるという趣旨ではございません。より総合的に、地域全体で高齢者の生活を支えるという、そのような多様なサービスを提供できる仕組みと、そのようにとらえております。

この新しい事業を円滑に実施するためには、地域包括支援センターにより利用される方、またそれぞれに合ったケアマネジメントを実施できるよう、今後とも努めてまいりたいと思っておりますし、当市の介護保険料というのは決して高い水準ではないと、そのように認識しております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

介護保険料につきましては、また後ほど質問をいたします。といいますのは、総合事業を実施するというので、今の市長の答弁では、そういうお答えなのでしょうか。再度確認いたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのとおりでございます。

○議員（2番 青木 孝子君）

先ほども言いましたように、介護保険で実施される訪問介護サービスなどでは、人員や施設運営など、全国一律の基準がありますが、地域支援事業である総合事業には適用されません。サービスの担い手はボランティアなど多様なマンパワーを活用するとされており、専門職以外に任せ、費用を抑えることも可能となっております。資格を持っているヘルパーによる家事援助や入浴介助が、ボランティアの手伝いになることがあってはならないと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、ボランティア等々のお力は、マンパワーというのをお借りしなければいけないという状況はございますけども、趣旨に沿ってしっかりやっていきたいなと思っております。

○議員（2番 青木 孝子君）

基本的には、資格を持ったヘルパーさんにしていただくということによろしいのでしょうか。もう一度、確認したいんですが。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。その件に関しましては現在、第5期の高齢者総合保健福祉計画策定委員会で検討してまいりたいと考えております。

○議員（2番 青木 孝子君）

わかりました。ということは、総合事業はまだするかどうか、まだ確定はしていないと、今後検討すると、10月ごろ検討するというのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

基本的に、介護保険制度、一応、高齢者総合保健福祉計画策定委員会という制度がございますので、その中で皆様に議論していただきまして、答申をいただいて、そういう形で今後進めていきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

戻りますけれども、先ほどお尋ねいたしました要支援者の人たちが、訪問介護、ヘルパーさんですね、それからデイサービスなどを利用できるということによろしいのでしょうか。総合事業をするしないにかかわらず、この点についてお伺いしたいんですが。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

一応、軽度サービスについては、ご本人さんのそういう決定した場合、給付が可能であることをしっかり伝えて、軽度サービス支援を受けられないという可能性がございます場合は、説明してまいりたいと考えております。

○議員（2番 青木 孝子君）

ということは、介護保険サービスで受けられるかどうかはわからないし、ヘルパーとかデイサービスも利用できるかどうかはまだ未定ということですね。個人個人で違うということで。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

済みません。国のほうから詳細なまだ制度の指示がまいておりません。だから、そういう形で現在、国、県からの指示を待って、そういう策定委員会の中で検討してまいりたいと考えてます。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

わかりました。

現在、自宅で介護保険を利用している人の7割以上が軽度と言われる人で、脳血管疾患が多く、片麻痺が起きた人が、室内は伝って歩くことができたといたしましても、掃除や料理をすることはとても困難です。訪問介護の役割は、もう皆さんご存じのように、お年寄りの生活を支えることです。ヘルパーが部屋を掃除し、洗濯をする。そうした生活援助を通して、お年寄りには生きる意欲を取り戻します。

しかし、要支援の人たちの介護給付は、給付費全体の5.9%。これまで5.9%を占めていますが、総合事業では介護給付費の3%以内と、このように制限されておりますので、必要なサービスが利用できなくなるのは、本当に明らかだと思います。

これまで訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事づくりをしていた人が、総合事業で配食サービスに変更されることも考えられるのではないのでしょうか。要支援と認定された高齢者から介護サービスを取り上げる介護予防・日常生活支援総合事業を実施しないよう強く求めております。

先ほど私がもろもろ言いましたように、予算も減る中で、これまでのように利用できない、ヘルパー、それからデイサービス、こういうことが減らされるっていうことは目に見えておりますので、そこら辺を十分踏まえて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、部長。

**○議長（井上 太一君）**

溝口保健福祉部長。

**○保健福祉部長（溝口 悟君）**

策定委員会の中で、議論を進めていきたいと考えます。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

よろしく願いいたします。

次に、介護保険料や利用料の減免についてお尋ねいたします。

保険料は第1期保険料の1.4倍にもなっています。年金天引きの対象にならない年金収入が1カ月1万5,000円以下の人の収納率は全国の平均で、2006年度で89.2%、2008年度で85.5%まで下がっております。中間市の保険料収納率と滞納者数について、所管の担当課長でもよろしいし、部長でもよろしいんですが、よろしく願いします。

**○議長（井上 太一君）**

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。滞納者数でよろしいのでしょうか。

○議員（2番 青木 孝子君）

はい。

○介護保険課長（山本 信弘君）

22年度の滞納者数に関しましては、281名でございます。普通徴収者の22年度の人数につきましては1,239人のうちの先ほど申しました281人が滞納者ということでございます。

滞納額につきましては690万円余りでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

率はちょっと計算さっとできませんけども、保険料を滞納してしまった場合の給付制限というのがありますけれども、その内容についてお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。保険料を滞納しますと、滞納期間に応じて、1年以上滞納しますと、費用の全額を一たん利用者が負担していただきまして、申請によって後で保険給付分、費用の9割が返還されるということです。

1年6カ月以上滞納しますと、費用の全額を利用者が一たん負担していただきまして、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差しどめ、滞納していた保険料にまた充てられるということになります。

2年以上滞納しますと、サービス利用するとき利用者負担が3割になり、また高額介護とか他のサービスが受けられないということでございます。

以上です。

○議員（2番 青木 孝子君）

そういう給付制限がありますが、滞納者の中でこういう給付制限を受けられている対象者はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

給付制限該当者につきましては、平成22年度につきましては16名おられます。そのうちサービスを利用されてる方については3名、されてない方については13名というこ

とでございます。

以上です。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

今、実際に利用されている3名の方が、こういうことで給付制限されてるということですが、だんだんとやはりこの普通徴収の方たちというのは、収入がとても低いという形で、これを滞納が解消するっていう状況というのは非常に厳しいと思っております。

そういう中で、先ほど課長のほうから報告がありましたけれども、利用する場合に、3割も納めないといけないというような状況も踏まえまして、やはり低所得者の人たちの減免措置っていうのは切実ではないでしょうか。その点は、市長について伺いいたします。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

これは、国保等々につきましても私申し上げておりますように、この制度というのはみんな支えていかなければいけない部分でございます、当然この介護保険につきましても、みんなで支え合おうということでございます。

お困りの方、所得の低い方等々につきましては、それなりの対応をさせていただいております。細かい保険料等々の段階的な設置等々、私どもも現在実施しておりますし、またこれからも少しきめ細かい保険料の設定等々を考えていかなければいけないとは思っておりますけれども、現段階では、そのような減免ということにつきましては考えてはおりません。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

もう市長もご存じだと思いますけれども、介護保険法第142条では、保険料の減免を行うことができると、このように言っております。国も、やはり低所得者の人たちのために何とかせいと、こういう法律ができておりますので、ぜひその点を考慮していただきたいというふうに考えております。

全国の状況を調べましても、愛知県碧南市や岩手県山田町などは、老齢年金受給者の介護保険料を全額免除すると、こうした市町村もあります。そして、一般財源を使ってはいけないと、そういう減免をしている自治体に厚労省がそういう通知を出しておりますけれども、実際はそういう一般財源も使って免除をしているという状況です。

それで、県内の状況を調べました。そうしましたら、保険料を減免している自治体、こ

これは、県内では20保険者がしています。それで、身近なところでどういう形でなっているかなってということで調べましたが、直方市では、これは22年度ですけれども、6名を対象にしております、その額というのは5万9,910円です。この中間市の財政状況の中からいって、減免をしてあげられる、1人でも2人でも助けてあげられるというこの額は、たったの6万円弱なんですよね。

こういうことを踏まえた場合に、こういう弱者を1人でも2人でも救ってやろうと、そういう気持ちにはならないでしょうか。市長、もう一度確認したいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

さっき言いましたように、これは制度、精神の問題でございまして、金額が高低という問題ではございません。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

市長、金額が高い低いの問題ではないっていうことは、ちょっと意図がよくわかりませんが、減免の額が高い低いの問題ではないということでしょうか。そういうことなんですかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

さっき言いましたように、この制度の中で動いております。その減免額が金額的に低いからそれやったらどうかという、そういうその問題ではないということでございます。

○議員（2番 青木 孝子君）

といいますと、やっぱりこういう困っている人たちへ手助けはできないと、あくまでも法の基本的なところで進めていきたいという考えなんですかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

さっき言っていますように、この制度というのは皆で支えていかないけないっていうその基本的なことで、私も動いております。何といいますか……。

○議員（2番 青木 孝子君）

わかりました。

○市長（松下 俊男君）

いいですか。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

はい、繰り返さなくていいです。わかりました。

今、保険料の問題言いましたけど、今度、利用料につきましても切実な声が上がっておりますので、市長にぜひ聞いていただきたいと思います。

日本共産党が昨年4月、全国の介護事業所のうち3,000の事業所を無作為で抽出して実施いたしました介護保険制度見直しに向けたアンケート調査では、訪問介護、通所介護、居宅介護支援の3事業所から、重い負担を理由にサービスの回数を減らしている人がいるとの回答が76.2%にも上っています。ある利用者は、6万8,000円の年金で家賃2万円を支払い、保険料を払い、4万円で生活しております。計算しながら病院に行き、デイサービスや訪問介護を利用しております。若いときは一生懸命働き、働けなくなると邪魔者扱いにされると思うと将来が不安ですと、怒りの声を上げております。

また、あるケアマネージャーは、ケアプランは必要な支援ではなく、利用料を幾ら払うかで決めざるを得ません。5,000円を渡して、これでケアプランをつくってほしいというケースも少なくありません。低所得者が重すぎる利用料を控えなければならない、こうした実態を上げております。

高い保険料を払いながら、お金がないため必要な介護は受けられないという、こうした事態は見直しが求められます。埼玉県では、80%近くの自治体で、利用料減免を実施しております。市長は、先ほど保険料も一切そういう減免は考えていないということですが、利用料につきましてもそういう切実な声が上がっておりますが、どうでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

先ほど部長も申し上げましたように、高齢者の総合保健福祉計画策定検討委員会というのがございまして、そこにお諮りをしまして、今後検討させていただきたいと思っております。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

わかりました。検討をしていくということですね。少し回答が前進いたしましたね。ありがとうございます。

それと、今年は保険料の改定の時期、来年に向けての改定の時期でございますが、これについて何か検討中でございますでしょうか。所管の部長でも課長でもいいです。

**○議長（井上 太一君）**

溝口保健福祉部長。

**○保健福祉部長（溝口 悟君）**

この件に関しましても、第5次の総合計画の中で議論を進めてまいりたいと考えており

ます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

中間市の基金積立金は、今どういうふうになっておりますでしょうか。課長お願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

基金、3億円強ございましたけども、22年度に3,147万8,000円取り崩しておりますので、今の準備基金の残高については2億7,700万円余りでございます。

以上です。

○議員（2番 青木 孝子君）

積立基金の残が2億7,700万円ということですよ。これは、やはり今納めている人たちへやっぱり返していく。全部とは言いませんけれども、返してあげるっていうのが原則ではないかと思しますので、まだ保険料については検討中っていうことでございますが、また中間市は、県内ではそう高い方ではないと言いますが、やはり所得が少ないからどうしても重い負担になってると。私もあちこちご訪問いたしましても、保険料がきついと、こう言っておりますので、ぜひこの基金2億7,700万円を引き下げの方向で使っていただきたいというふうに考えておりますが、確定はできないと思っておりますが、市長どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはスパンで、介護保険料というのは決定するわけでございますけども、その決定時に、この基金等々を取り崩しまして、利用しながら保険料を設定しております。当市が安いのは、こういうふうな基金を使いながら計画をしておりますので、保険料が安い水準で保っております。これは今言われますように本来、ため込んでしまう趣旨のものではございません。そのあたりで、しっかり保険料設定のときに吐き出しながら設定しているということでございます。

○議員（2番 青木 孝子君）

ということは、吐き出して保険料を下げられるということも見通しがあるということですね。どうでしょうか、課長。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

**○介護保険課長（山本 信弘君）**

これは、あくまで介護給付の準備基金の余剰金ということでございますので、5期の保険料の設定にかかわるものでございますので、取り崩しはもうやるような方向で考えております。全額ということにはならないと思います。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

私も、全額とは言いませんけれども、少しでも、100円でも200円でも下がる方向で、ぜひ考えていただきたいと要望しておきます。市長、よろしく願いいたします。

次に、暴力問題についてお伺いをいたします。

先日、多くのファンや視聴者に支えられてきた芸能人が、暴力団関係者と長年にわたって交際を続けていたことで、芸能界から引退をすることになり、社会的に大きな反響を呼んでおります。暴力団は社会に寄生し、一般市民を脅かし、犯罪を繰り返す反社会的な存在です。その関係者と長年にわたって交際しながら、「この程度はセーフ」などと甘い対応を繰り返してきたということですが、そのことが問題ではないでしょうか。

また、暴力団関係者との癒着という点では、近年、大相撲を巡る問題が大きな社会問題になりました。建設業界など企業でも、トラブルの解決と称して暴力団の助けを借りる例が根絶されておられません。

このように、暴力団関係者との癒着が横行し、多少のつき合いは目をつむるといった風潮が、社会にまん延し、青少年にも大きな影響を及ぼしているのではないのでしょうか。

ところで、今年7月27日、中間市非行防止推進協議会が開催され、折尾警察署の報告によりますと、中間市在住の青少年の犯罪件数が多く、10歳から19歳の非行者率はワーストワンということです。本当に嘆かわしいことです。また、協議会では、交番の体制を充実すること、市内に警察署を設置することなどの要望が、市長もご存じのとおり出されました。

しかし、青少年の健全育成を図り、安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるには、暴力団事務所を撤去することが不可欠ではないのでしょうか。市長の所見をまずお伺いいたします。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

この問題は、幾度となくご質問されておりますけれど……。

暴力団の組事務所の撤去につきましては、現在の暴対法では暴力団組事務所そのものが違法ではなく、取り締まりの対象になっていないだけに、私どもも大変苦慮いたしております。この組事務所撤去に向けましては、関係機関等々その歩調を合わせながら、粘り強くやっていきたいなとは思っております。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

暴対法で取り締まりができないということですが、住民の皆さんの人格権という問題がありますが、市長はその点についてどう思われますでしょうか。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

今のそのような人格権というその話があるっていうことは承知しておりますけども、そういうことで、いつも言ってますように、暴力団出て行けというそのことに対しまして、私どもは暴力団事務所を買収するっていうことは、その買収してもいいですよという法律等々は、現在ないということでございます。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

もう少し人格権について市長の認識を、やっぱり住民の立場に立って考えていただきたいと思っております。

これにつきまして、ある資料によりますと「暴力団組事務所は、存在そのものが地域住民に不安感を与えています。また、拳銃発砲事件など発生の危機が常にあることから、地域住民の人格権に対する侵害行為を行い、侵害状態が明白に存在している」ということで、暴力団事務所そのものがあることで、住民の皆さんの人格権を侵害していると、このようにはっきり問われております。

こうした観点から、何とかしてこの暴力団事務所撤去をする構えでしていただきたいと思っておりますが、その決意のほどをお伺いしたいんですが。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

私自身、この中間市にああいうふうな暴力団事務所があること自体、本当に許せない状況でございます。だから、皆一緒になってやろうということで、警察等々とも協力をいただきながら、対応はさせていただいております。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

中間市も、福岡県警と一緒にしまして、暴力団排除条例というものもつくりまして、努力はされているということは、私も十分認識しております。

この中間市の暴力団排除条例の中で、中間の市営住宅等々の入居もできないと。それから入札の関係、そういうこともできないというようなことで前回、議会で取り上げましたときにそういう答弁いただきましたが、そういう条例を生かしたものが何かありますでし

ようか。お伺いたします。わかりませんか。

○議長（井上 太一君）

どなた。

○議員（2番 青木 孝子君）

どなたでもいいんです。それがわかる方がおりましたら。（発言する声あり）実績がありますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。当所管課では、中間市の市営住宅入居に対しまして、暴力団の新規入居規制を行っております。平成20年でございます。その後、平成21年度におきまして、折尾警察署と暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定書を交わさせていただいております。

これによりまして、暴力団関係者であるという照会を受けますと、自動的に入居ができないと、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

私ちょっと資料が古くなりますけれども、中鶴にあります暴力団事務所の土地と建物の所有者を法務局に行って調べましたところ、その住所は福岡県中間市岩瀬1丁目28番7号、タナカトシハルということになっております。この方は、住所を聞きますと、ここは市営住宅というふうに調べましたらなっておりましたけれども、まだこの方は住んでおるのでしょうか。わかりますか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。この方につきましては、今年度、自主退去をされております。私の記憶では、6月、7月にかけて自主的に市営住宅から退去されております。

○議員（2番 青木 孝子君）

今年退去されたわけですね。

○建設産業部長（三島 秀信君）

はい。

○議員（2番 青木 孝子君）

わかりました。

朝日新聞によりますと、福岡県が、また暴力団排除条例を強化するという意味で、9月の県議会に提出するっていうことで、もろもろ出されておりますが、そのことについてはご存じでしょうか。どなたか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

承知いたしております。

○議員（2番 青木 孝子君）

その骨子っていうんですかね、それについてお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

福岡県の暴力排除条例の改正案が、9月に上程される予定ということでございます。

その骨子は、まず学校や図書館などの周囲だけではなく、建設予定地の周囲でも組事務所を開設、運営できないということ。それから、組員が組事務所に青少年を立ち入らせてはいけないこと。それから、青少年への有害行為があった場合は、組事務所の使用を制限。以前からあった学校などの近くの組事務所で、こうした行為があれば廃止にされるということ。そういうことが、主な骨子だと考えております。

○議員（2番 青木 孝子君）

それで、これまでの福岡県の暴力団排除条例によりますと、学校、図書館、それからそういう福祉施設等々、200メートル以内では暴力団事務所を設置してはならないという決まりがあっていますよね。中間市の排除条例にはそれが入ってなかったんですけども、今回私、新しく県条例が出るということで改めて知ったんですが、これによりますと、私、中間幼稚園、今朝しらべたんですが、どのくらいかなと思いましたが、260メートルということなんですよ、暴力団事務所から。200メートル以内ではないんですけども、非常に近いところにあると。中間小学校、中間保育園は550メートルのところにあると。本当に、こういう近いところに暴力団事務所があるということは、やっぱり遺憾ではないかと思いますが、市長、その点についてどう思いますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いますように、学校の近く、幼稚園の近くっていうようなことで、大変憂慮をしておるところでございますけども、現在の法律等々を用いまして、出て行けっていうことは、それはアピールはしていかなければ……。アピールはどんどん、暴力団寄りませんよっていうそのアピールはしていかなければいけないとは思っておりますけども、

要するに、法的にちゃんと、あなたたちは出ていかなければいけませんよと、そういうあたりの縛りは県条例、また暴対法……。

○議員（２番 青木 孝子君）

その点はわかりましたけれども、そういう近いところにあるという点ではどうなんでしょう。

○市長（松下 俊男君）

では、いまだできないということでございます。そのアピールはしていかなければいけませんよ。しかし、今言うように、県条例が２００メートル、うちは入っていない。だから、その２００メートル範囲内っていうことを市の条例に書き込めということでございますかね。

○議員（２番 青木 孝子君）

それも含めて、それは後で質問しようと思っておりましたけれど、それは聞いておりません。

○市長（松下 俊男君）

そうですか、後で。

○議員（２番 青木 孝子君）

ただ、２００メートルとか、５５０メートルという範囲の中にそういう暴力団事務所があるということについて、市長の認識をお伺いしたいと思っていましたところですが。

どうしようもないということではありますけれども、差しとめ、人格権の問題で、こういう裁判をして、やはりその人格権を、裁判が認めたということで、暴力団事務所を撤去させたという事例もありますので、その点についても後日調べていただきたいというふうに思います。資料は差し上げますので。

次に、移ります。北九州市は８月１８日に、市民暴力追放総決起大会を開催しました。新聞報道によりますと２、０００人が参加し、指定暴力団工藤会本部事務所前など市街地８００メートルをパレードし、暴力排除運動を継続する決意を新たにいたしました。また、北九州市長は、小倉南区に工藤会の事務所が進出したが、粘り強く取り組み撤去させた。行政と市民が一丸となり、さらに運動を進めようと訴えております。

今年の中間市暴力追放市民集会では、暴力団事務所前などをパレードし、暴力団事務所撤去の機運を高めてはいかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

北九州市が暴力団事務所を撤去させた。そうじゃなくて、ある方があの事務所を買われたということで、そういうことじゃないんですか。北九州市がですよ、いろんな予算等々を組んで、あの暴力団事務所を撤去させたということじゃなくて、その事務所をある団体

の方が、個人的な団体の方が買われたということでしょう。

○議員（2番 青木 孝子君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

そういうことでしょう。

○議員（2番 青木 孝子君）

そうです。

○市長（松下 俊男君）

だから、それがその、何といいますか、北九州市が撤去をさせたということになるのかどうかというのは、私はちょっと報道等々見ながら、ちょっと思ったような、そんな感じでございます。実際言うてですね。

だからまあ、それにしても、暴力団事務所のほうに市民ともども行ってはという、その話でございますが、これも毎回言っておりますように、私自身は警察署が、県警音楽隊まで連れてきて、本当に協力していただいております。あのパレードにつきましてはですね、署長を初め音楽隊まで来てああいうふうな。

これは、その啓発を主に警察もやろうということでございますし、あのスパンを私どもは、パレードをするに当たって、いつも言っていますように、私服の刑事さん等々がやはりそばをずっとガードしてるわけでございます。そういう中で、組事務所までパレードをしたらどうかというその話でございますけども、私どもは、あの集会は啓発が主でございます、それと市民の安全確保という大きな問題もでございます。

そういうあたりで、最終的には中間市暴力追放推進協議会、これの幹事会にお諮りして、方向性っていうのを決定させていただいておりますので、その方向性っていうのは幹事会で決定されたものでございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（2番 青木 孝子君）

余りこれまでと変わりませんけれども、どこの自治体でもこういう市民集会をいたしましても、暴力団事務所前を通過してシュプレヒコールするということで新聞報道されてますが、市長もご存じのとおりですよ。やはりこういう暴力団事務所に対して、行政、市民、警察が一体になって、もう自分たちはここから出てほしいんだという意思表示をすることが今、大事ではないかというふうに考えますが、その点について。

もちろん市民の皆さんに暴力追放のアピールをすることも大事ですが、今は、それよりも暴力団事務所から退去していただきたいと、このことを意思表示することのほうが今大事ではないかと思いますが、その点もう一度確認いたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

先ほど言いますように、幹事会にお諮りしたいと思っております。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

市長の意思を聞きたいんですが。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

私、先ほども申し上げましたように、この極政組というのは大変戦闘的っていいですか、そういうふうな危険性がございます。先に裁判員制度におきましても、その極政関係の裁判におきまして、民間人、危ないからということで本職の裁判員にかえたというその事例等々もございます。そういう大きな危険性はらんだ部分がございますんで、さっき言いましたように、私は市民の安全っていうのをまず優先したいなど。それと、こういうふうな集会というのは、啓発を主に大いに市民の皆様方に、暴力団というのはこういうことですよとアピールしながら、暴力反対という啓発を進めてまいりたいとそのように思っております。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

ということは、いかに今、中鶴にあります暴力団事務所が危険だということが、今市長のほうからも答弁の中で十分伺えると思います。

そこで、少し話は戻りますけれども、中間市の暴力団排除条例、非常に甘いのではないかと思います。県のほうは、200メートル以内はつくってはいけないと、いろんなもろもろの条件が入ってますけれども、中間市はその点が抜けているようにありますので、ぜひそういうところもしっかり入れまして、何とかして中間市から、青少年健全育成のために、暴力団事務所を撤去するあらゆる手段をまた条例なりも含めてつくっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

.....

**○議長（井上 太一君）**

次に、田口澄雄君。

**○議員（3番 田口 澄雄君）**

日本共産党の田口澄雄です。質問通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨年の秋から12月議会にかけて、私たちはコミュニティバスの運行を求める署名っていうのを行いまして、私が請願代表人に名を連ねまして、4,200を超える署名を議会に提出をいたしました。これが全会一致、皆さんの可決をいただくことができました。まず、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

コミュニティバスに関しましては、議会でもそうですけれども、市当局もやる気は十分であると、私はそのように思っております。実際に、この書面を通じて、市内の高台やあるいは七重とか遠方のほうですね。市の中でも外れに近いようなところも含めて、一人一人の方からいろんな意見を聞いてまいりました。

実際には、地域的には確かに中間は4キロ四方と非常に狭いんですけれども、特に高台の中で高齢者の方が非常に多いのが実感としてありました。例えば、太賀団地でも今、市の広報でもあんまりそういう情報が、町内ごとのっていうのが見れないんですけど、平成19年に最後に載りました広報見ますと、太賀団地の昔の2区ですね、このあたりではもう40%近い方々が高齢者——前期後期含めてですけども——に入っておりますし、通谷もそうです。

こういう方々の話を聞きますと、特に太賀団地なんかでは、行きは何とか歩いて買い物に行くけれども、もう帰りは重たくてどうしてもタクシーを使わざるを得ない。あるいは、七重団地等では、通院するのに片道で1,700円とか2,000円とかかかる。往復で4,000円もかかる。ですから、もう病院代と同じか、まあそれ以上に通院費のほうがかかって、もうとても大変だというようなことが、皆さんから切々と訴えられています。

そういったふうで、このコミュニティバスっていうのは、やるっていうのは、大体方向性は出てると思うんですけども、問題はスピードの問題です。高齢者の方も多いですから、いよいよ大変になります。それと同時に、私たち団塊の世代も、あと10年20年のスパンで見ますと、もう車にも乗れなくなって、いよいよこういった交通手段っていうのがなければ、生きる前提さえも失われてしまうような、そういう状況が今、目の前にぶら下がっている。それが今の状態だと思います。

そういうことで、時間も一つの大きな皆さんの要求ですので、早目にこれを実現してほしい。そのように思っております。

さて、昨日の片岡議員の質問に対する市長の答弁で、少し疑問が生じたので、そのことをお聞きしたいと思うんですが、市長の答弁の中では、関係者が出なければ法定協議会は成り立ち得ないような意味の発言がなされたと思いますが、これ少し正確ではないんじゃないかと思うんですけども、その辺、法定協議会っていうこと的前提条件、市長の発言通りなのでしょうか。その辺を松尾課長のほうからお願いしたいんですが。

#### ○総合まちづくり課長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。地域公共交通会議、これはコミュニティバスを導入する際には、こういう会議を、協議会を設定するわけでございますけども、道路交通法施行規則の中の第9条の3の第2項で、構成員の主な委員ですね、その中に規定してあります。そういう方、まだ協議会を設立するっていうことまでまだ行っておりませんので、議員お尋ねの構成員、そのお答えしたような内容でよろしいでしょうか。

#### ○議長（井上 太一君）

ちょっと違うやろ。

○総合まちづくり課長（松尾 壮吾君）

違いますか。

○議長（井上 太一君）

大分違う、ちょっとじゃないな。

○総合まちづくり課長（松尾 壮吾君）

わかりました。あります。

まず構成員でございますけども、市町村、それと地域住民、利用者、それから交通事業者、運転者が組織する団体、あと学識経験者、あるいは運輸局、運輸支局が構成メンバーとなります。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

今聞いたのは、その中で拒否をする人が出た場合に、この法定協議会がどうなるかっていう問題なんです。ちょっともう時間もありませんので、私のほうで調べた内容でちょっと申したいんですが、実は、この言われた改正道路運送法に基づくもの、これはたしか2006年10月だったと思うんですけども、その後2010年10月施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律っていうものがありまして、こちらのほうは、構成員に対して参加応諾義務と協議結果の尊重義務があるっていうふうになっているわけです。

で、文献によりますと、これ私、東海3県のこと調べた文献読みましたら、この二つの会議は、構成員は全く同じですけども、それぞれが独立して会議を開いてもいいし、片一方ずつだけでも構わない。これが両方合同で開いても構わないということで、先ほど申しました3県の中では、愛知県では道路運送法だけが20、活性化再生だけが3、両方でやっているのが21。岐阜では31と5と3、三重では15と1と10というふうに、片一方の道路交通法のほうでは、入らなければ成り立ちませんが、ほかの部分の強制的に入る義務が生じるというふうになっているわけです。

このこと私もちょっと聞きかじりですので、正確ではないんで、もう少し正確にした上で、市長の発言についても訂正があれば、今後の問題として検討してほしいと思いますけども。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

昨日私、片岡議員に対する回答の中で、そのことは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会か道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置をしたいと、そのようにちゃんとその2種類のことは言っております。市に合ったあたりを設置するわ

けでございますけどもが、設置、それは強制、参加の義務がありますよと。市からその関係者のほうにお話をしたときに、今言われるように、その義務があるかもしれません。ただ単に、義務的に参加をされて、その会議の中で前向きな検討をされなければ、これまた何もならないというようなこともございます。いろんな問題があるっていうそのお話を昨日させていただいたところでございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

昨日の市長の発言は、私も全部メモっておるんですけども、片岡議員が、市長の公約っていうことで、「できるかどうかわからない。できなければ不可能か」っていうことで言われたときに市長は、「入らないと運輸局の許可がおりない」というふうに発言をされておるんですね。

それと、先ほどの後者の活性化及び再生に関する法律に基づくものでは、参加する義務と同時に決定に対する尊重義務が生じるわけです。ですから入って、ただ反対したっていうだけじゃなくて、決定されればそれに従う義務も生じるっていうのが、この法律の主旨ですので、正確にしておいたほうがいいと思います。よろしいですか。

○市長（松下 俊男君）

私が言っているのは、やる気があるんかっていうその話の中で、やる気があるみたいなそんな話でございますけどもが、私の大きな課題として、このコミュニティバスを取り上げているわけでございます。法的なそういうふうなことじゃなくて、現実問題できるかどうかというのが問題でございまして、まず法定協がそのように、関係者の方が本当に参加をしていただけるのか、また参加をしていただいても、コミュニティバス設置に対しての前向きな検討をしていただけるか、現実的な問題を言っているわけでございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

実際に、私たちのアンケート、署名の運動の中でも、タクシー代が大変だという。確かにそうですね。年金生活少ない中で、タクシー代出しているわけですから、こういう方々がタクシーをやっぱりやめて、コミュニティバスの利用に切り替えるっていうのがあると思うんです。

で、実際にやっぱりタクシー業者の方にもそれなりの負担がかかる前提が今ありますので、ここについては協議会の中で、前向きにタクシー業者の方もそれなりに成り立つような前提で協議をしてほしいと、そのように思います。

次に行きますけど、よろしいですかね。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。あなたの持ち時間ですから。

**○議員（3番 田口 澄雄君）**

それと、全国的なやっぱりこの協議会の中、あるいは検討会ですね、市がやっています。この中に、市民、住民を多く取り入れて、住民の意見、これを反映させながら、これを実行している自治体が多いわけです。で、いろんな文献によりますと、住民のやっぱり合意、住民の要求に沿ったコミュニティバス、これが一番大事な要件ではないかと。これを抜きにして、行政主導で行政から、ああつくりました、走りましたと、こういう形だけでは失敗している例が多いというふうに載っています。

で、中間市の場合、考え方もあるんでしょうが、今は検討会が先行して、検討会の中である程度の大筋を決めて、この後——昨日の答弁では——来年の4月からを目指して法定協議会を立ち上げるということなんですけど、今後、自治会だとか民生委員さんだとか、そういった方々を巻き込んで、地元の要求を聞きながらこういう検討を進めて行くっていうようなことは考えられないんでしょうか。そのことをお聞きしたいと思いますが。

**○議長（井上 太一君）**

白尾総務部長。

**○総務部長（白尾 啓介君）**

お答えいたします。現在は市の執行部と、それから議会とで構成いたしておりますコミュニティバス導入検討会、ここにおいて検討を進めておりますので、一定の方向性といえますか、案をまとめなくてはいけないと考えてます。そして、それができてから、来年度当初を目標に、地域公共交通会議を立ち上げていきたいと。

その会議の中には、地域住民とか利用者の方をこれは入っていただいて、協議をしていく必要があると考えていますので、その会議の中にそういう方を取り入れて、意見を聞いていきたいと考えております。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（3番 田口 澄雄君）**

今の地域住民という場合に、例えばある市なんかでは、PTAだとか病院関係者だとか学校関係者、こういった地域の自治会だとか民生委員さんとは別の角度で、利用者の立場での参加もあるわけですが、そういうことまでは考えてはいないですか。

**○議長（井上 太一君）**

白尾総務部長。

**○総務部長（白尾 啓介君）**

地域住民の中には、利用者の方も当然考えて、そういう方も一緒に協議していただきたいと考えています。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それと、ちょっと今から紹介したいんですけど、全国では1,200の自治体で、既に2,200のコミュニティバスが走っていると言われていています。たしか福岡県でも、もう35に近いのではないかと思うんですが、そういった中では、やっぱり中間市に似た都市の中で、成功した先例が数あると思うんですね。そういったところをやはり今後は、県内だけではなくていろいろと調べて、参考にしてほしいと思うんですが、その点はどうでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

中間市に最も適したコミュニティバスの導入形態というのを先例地も含めて、これから県内、県外、今から訪れまして、研究してまいりたいと思います。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

その中で、一つだけちょっと紹介しておきたいのが、皆さんご存じの方ももしかしたらおられるかもしれませんが、鈴鹿市にC-BUSというのがありまして、これ鈴鹿方式ということで、非常に全国的にも今、有名になってます。ここは、検討会のレベルから、さっき言ったような住民が参加して、もう住民がわいわいがやがや、車の色から車のデザイン、遠くから見てもよく見えて、近くに来たら思わず乗りたくなるような、そういうコンセプトといいますか、こういうバス。

で、停留所は地域の住民が場所を提供し、待合室も地元でつくる。そして、花のプランターといいますか、こういったのを商工会だとか小学校が一緒になってつくって、そしてスーパーマーケットとかでは、中に取り込んでちゃんとした駐車場、バースもつくって、そしてなるべく歩かないでいいようにしてみたり、老人クラブがバス停の周辺の清掃を請け負うとか、こういう何かこうみんなで作るっていうすごいことやっているんですね。

しかも、車内がまたすごいんです。シートは15、コの字型です。これは、中で対話ができるように。しかも1人ずつひじかけがついていて、目の前には立ち上がり用の棒がついているそうです。これは、老人が多いですから、立ち上がる時につかまって、ヨイショで上がれるし、立っている人はつかまれるという、そういったすぐれもんですね。それに、おりるときには、すぐそばにピンポンがあるし、音声でいろいろと教えてくれる掲示板もあるそうで。また、雨になっても滑りにくい床ですね、それと自動補助ステップ、15センチまで乗降時には下がる、そういうやつとか。無料の貸し傘ですね。それと買い物したときには、買い物袋がぶら下げられるフックがついている。折りたたみ用の車いす

のスペース。それと地域情報コミュニティボードといいますか、市の情報だとかいろんな情報が中にちゃんと入っている。こういったのが、住民がわいわいがやがややっっていく中で生まれているバスなんですね。

中間はどういう形態とるか知りませんが、基本的にはこういったふうに、皆で寄ってたかっつくるような、そういう意識でつくるコミバスが、私は理想だと思うんですね。

もう一つこの特徴は、紙のアンケートじゃないんですね。市の職員が、地域に集まってもらって、そこにインタビュー方式で聞き取りをしながらまとめ上げているんです。1,000枚のアンケート用紙よりも1回の耳聞き、こちらのほうが非常に有効だという、そういう考え方で今走っているようです。

コミュニティバスについては、そういう精神が私は一番大事だと思います。みんなでつくる、みんなから利用される、みんなが本当に大事にするような。そのためにも一番大事なものは、今言いましたようなみんなの意識の調査、それにどうこたえるか、そしてどう協力体制をつくるか、その辺を今後の検討として頑張ってもらいたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいま本当にいい話、聞かせていただきました。十分検討しながら対応していきたいと。それと、これも余り時間かけないでやりたいなと、そのように思ってますのでよろしくお願ひしたいと思ってます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

バスの件でもう一つだけ言っておきたいんですけど、日本で今コミュニティバスに対する予算は、平成20年度で年間74億円なんですね。2,200からあつて74億円。で、国際的には交通基本権だとかいろんな法律ができてこれ守られてるし、障がいの方々に対する分も国際的な条約できていて、日本も署名してるんです。

で、一つ例として出したいのがスウェーデンです。ここのストックホルム市というところは人口80万人で、高齢者と障がい者の方が8万5,000人ですけど、このストックホルム市のそういう移動するために補償する予算は、年間70億円だそうです。私が読んだ本では、タクシー利用で1人1,600万円を年間補助されている人もかなりおられるそうです。

で、国際的には、人が移動するっていうことは、非常に権利として尊重されているわけですね。その点日本の場合は、高速道路は1キロつくるごとに61億円もかけて、東京には何か横断……。地下に1兆何千億円もかけて道路をつくる計画があるんですけども、

そういったところに対する予算が非常に少ないんですね。これも、平成6年には110億円あったのが、今は74億円なんです。ですから、そういったところはやっぱり変えていかなきゃいけないと思いますし、県もそうですね。県が今組んでいる予算、1億円ですよ。

この前、高速道路を通ったらわかりますけど、トヨタはインターチェンジ引き込むのに40億円県が出しているんですね。ですから、同じ交通に対する発想でも、全然もう考え方が違うわけです。中間市が今後それをやっていく場合も、国や県の支援というのが非常に大きいと思いますので、こういったところに対しても、いろんな場所を通じて、交通権の確保という立場でものを申して行ってほしいと思いますけど、その点市長どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

何かストックホルム、国際的な話になってきておりますが、議員から言われるまでもなく、そういうあたりは十分利用しながら、対応しながらこれはやっていくのがもう当たり前でございます。そういう当たり前のことはしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

昨年9月の厚生労働省の医療費一部負担金の減免に対する通知っていうのが出まして、私も、6月議会で早急にこのことの実施を求める一般質問をいたしましたけれども、国民健康保険の運営協議会で協議をするという答弁でしたけれども、その後の進展はどうなっているのでしょうか。そのことについてお答えいただきたいと思いますが。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。中間市の国民健康保険運営協議会へ諮問いたしまして、8月23日付で答申をお受けいたしました。

答申の内容といたしましては、被保険者の助成のため、早期に規程を設け、周知徹底を図ること。なお、減免の基準に関しては、国の定めた基準を準用することとされておりましたので現在、規程の制定に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

昨年の9月の通達を受けて実施を始めた市町村、あるいはそれ以前から実施をしている市町村もあるようですけども、この近隣では、その辺はどんなふうになっていますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。現在、筑豊8市では、4市が導入しております。導入していない市は、豊前市、宮若市、行橋市でございます。このあと近隣の遠賀4町では、まだ実施をされておられません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

今回の実施内容、私も見たんですけれども、入院というのが前提となっていますよね。入院と生活保護基準並みと、貯金が生活保護の3倍ですね、基準の、以内ということなんですけども、中間市としては、やはりこの基準のとおりですか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

一応、答申をいただいて検討しました結果、国の指針どおり実施していこうということで進んでおります。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それと、飯塚市や直方市は、この国の指針を拡大して適用したということなんですけれども、その内容についてはどんなふうになっていますかね。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。直方市の場合は生活保護基準の1.2倍以下で、半額でございます。飯塚市の場合は、基準生活費の1.2倍以下で全額減額しております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

実は、この1.2倍っていうが、私なりに考えるんですけど、例えば生活保護と保護でない方を比べたら、保護でない方は医療費の負担、あるいはいろんな保険料、保険税、税金の負担かかってくるわけですね。ですから、収入は同じでも、その基準でいくと、生活保護でない方のほうが非常に不利なわけですよ。ですから、中間市の場合、先ほど言いましたように国の基準どおりですから、1.2とかこういったふうな適用はされないと思いますけども、今後こういう適用をするべきだと私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

今年度はこういう形で一応実施をしていきますが、状況を考えながら将来検討すべきことかなとは考えております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

実は、この9月の通知を国が出す前の国会でのやりとりでは、国はこの基準は最低限を示すもので、市町村が自主的に上積みを行うことは望ましいっていうふうに答弁しているわけですね。中間市としても、国が望ましいとまで言っているわけですから、この基準をやはり拡大していくべきだと思いますけれども。

その中で、一つ拡大すべきだと思うことの中に、入院ではなく通院の問題があります。これ非常に通院の方も多いんですよ。入院よりも当然、通院が多いのはわかりますよね。私もいろいろ相談を受けますけれども、仕事を失われたりして、実際に入院までいってないんですけど、通院でどうしようもなくなって病院に行くのをやめている方。これも高血圧だとか、いろんな手術後の人だとかで、通院が余儀なくされているんですけども、お金がないために行けない。こういう方が多いんですよ。

ですから、中間市としてこういう適用を、国も最低限というふうに言っているわけですから、通院まで広げるべきではないかと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今回、国が一定基準示したその件に関しましては、減免というようなことで検討をしておるわけでございますけども、それ以上のことは、国も望ましいと国が言っておるんだから国がやればいわけでしょう。そうでしょう。おかしな話でございますけどもね、本

当に国が必要ですよ、国が言っとるから市町村やったらどうですかじゃない。国が必要と認めるんでありましたら、国がやっていただきたいなど。何で市町村にそういうふうな負担を持ってくるのか。また、そういうことによって保険自体、やはり独自の負担になってくるんじゃないかなと、そんなふうには思っておりますんで、部長言いましたように、検討課題ではあるかとは思いますが、国がしたほうが良いと言うなら、国にしていきたいというのが本音でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

私も、国がやることには大賛成です。大体どこの国でも、もう国を挙げて医療費無料化の国のほうが、OECDの中でも多いわけですからね。それをこんなふうに、日本みたいにならめ医療の中に押し込んでいるのは、非常にけしからんと思うんです。

でも、それでも国がやらない以上、これを何とかしたいという思いでやっている自治体は多いわけですよ。ですから、それを言っちゃおしまいよみたいな、市長の今の発言では、それ以上検討のしようがなくなると思います。そこは、やはり実施をしながら国にも求めていくという立場を貫いてほしいと思います。

それと今回、飯塚市あたりがもう平成22年からやっているということですけども、どのぐらいの予算がかかっているのか、このことについてちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。22年度で、飯塚市では3件認定がございまして、金額といたしましては19万5,666円ということで、飯塚市のほうからお聞きしております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

物すごいことを何かやっているみたいで、実際に、先ほど介護保険の話もありましたけど、内容的には20万円もかからないような内容なんですね。そこで人の命が、もしかしたら失われるかもしれない。実際には、資格者等で去年74名亡くなったという資料もありましたけども、そういうところに置かれている方をどうするかの問題なんですね。

やっぱり中間市としても、いろいろ言われても、一方では垣生公園に何億円かけるとかという話が出てますよね。私、垣生公園をきれいにするのに文句は言いませんけども、物事にはやっぱり優先順位というのがあると思うんです。人の命のかかったこのわずか何十万円かのできるようなものをやはりちゅうちょして、どこが悪いここが悪いで済ますの

では、私、市民が浮かばれないと思います。そういった意味では、積極的に、通院まで含めて今後、検討してほしいと思いますけども、どんなふうでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討はさせていただきます。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それでは、3番目の問題に移ります。

厚生労働省のこれ発表ですが、8月28日、昨年度の医療費の動向調査の結果を発表いたしました。医療保険と公費での概算医療費は、前年度比で3.9%の増、1兆4,000億円増えているそうではありますが、これは8年連続で過去最高を更新しているということです。日本の医療費は今、今までにないような異常な勢いで、8年間も連続して記録を更新しながら増えていっているのが実情ということです。

お聞きしますが、中間市のこの3年間、全部の医療というのは難しいと思いますので、国民健康保険に限ってどんなふうな伸びを示しているかお教えいただけますか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。20年度37億6,749万円、21年度37億9,894万円、22年度は増えまして39億2,122万円でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ありがとうございました。

今の医療費っていうのは、天井知らずでどんどん増えていっています。国の方針としては、これをどう抑えるかっていうときに、やはり医療抑制につながるような中身が多いわけですね。先ほどの減免にしても、なかなか幅が狭いですし、資格者証にしても、もうこれ事実上、病院に行って10割負担して、後で7割返してくださいっていう手続するわけですけども、保険税を払えないような人たちが、病院に行って10割を負担するなんていうのは、もう大変な話なんですね。

で、事実上は、これは医療の抑制そのものなんです。そういったふうな日本の現状と、もう一つ、今までの日本が経てきた経過の中での特徴と、今の日本の中でどんな特徴があるかっていうのをちょっと勉強してみました。

皆さんもご存じだと思うのですが、岩手県の沢内村、ここが1960年に65歳以上の医療費を無料化にいたしました。そのときの医療費の負担割合は5割の時代です。これ、県

から早速かみつかれたようですけども、当時の村長は、国民健康保険法には違反しているかもしれないが、憲法には違反していないので、私たちはこれで行くってことで押し通して結局、最終的には国までが医療費の無料化まで入るように、その村長の言った言葉どおりになりました。

ここは、1961年、翌年には、65歳を60歳まで引き下げています。その結果何が起こったのか。1981年度の医療費、全国平均が37万8,000円のときに、この沢内村では医療費が18万6,729円、半分以下にまで減ってるんです。そんなに条件のいい村だったかというのと、生活保護者が1割、そして雪、それと貧困、そういった閉ざされた世界ですよ。子どもを病院に連れて行くのは、死んだときに背負って死亡診断書を取りに行って、初めて病院に行く。そういう人たちの村でした。

ここが、医療費の無料化にいち早く取り組んで、保健師も増やし、予防医療にも力を入れて、そういったふうな成果を勝ち取ったわけですね。今ではこの村、合併して西和賀町っていうふうに変わっているんで、2年ぐらい前に無料化はやめたみたいですけども、そういったふうな世界にも誇れるような先行的な事例を残しているわけです。

もう一つの事例が、今の長野県です。ここが、やはり保健師、そういったふうな人たちの努力もあります。この長野県の平均寿命は、男性は日本で一番、女性が日本で5番目です。こういう長野県で、1人当たりの老人医療費、福岡県が111万3,000円に対して、長野県は74万5,000円です。で、ちょっとお聞きしますが、中間市の今、保健師さんの数は何人でしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

お答えいたします。保健師の資格を持っている職員は、保健センターに10名、介護保険課のほうに2名、計12名でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

その数でいきますと、これ10万人当たりという数字が、長野県のインターネット見たらあったんですけど、中間市は大体、今の数でいくと26人ぐらいじゃないかと思うんですけど、長野県の保健師の平均は、県で58.5人だそうです。大体、中間の倍以上ですね。で、ある村では、10万人当たり289人という村もあります。

そんなふうで、やっぱり今からの医療の問題を考えると、受け身で何となく病院に行かせないということを中心に考えるよりも、もっと積極的に、早期に治療もさせ、そしてそういう予防医療を徹底していくことが、私は中間市の今後にとっても非常に大事だと思います。

私、国民健康保険課の時代にも居ましたけれども、レセプトで1人1カ月1,000万円近い人を何人か見ました。これは、風邪を1,000人が一度に引いたのと同じような話ですね。ですから、そういった一度に多額の金が出るような病気にいかにさせないか。こういうところで、やっぱり中間市としても今後、努力してほしいと思いますけれども、その辺、市長どんなふうでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

早期発見、早期治療というのは、本当に今言われますように、大きな医療費を抑えるというようなことになります。十分認識しておりまして、うちのほうも、特定健診等々、また生活習慣病の予防のための健康づくり等々、いろいろやっております。今まで以上に対応していきたいと、そのように思っております。

それと、市民の皆様方にも、本当に健康の大切さっていうのを十分認識しながら、自己管理っていいですか、そういうのもやっていただきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（3番 田口 澄雄君）

この福岡県の場合は、私、国保におったころ、昔は県から100万円ほどの補助金が出ていたんですけど、今はもう全くゼロなんですよね。で、県自身が非常に姿勢が悪いです。ですから、こういう中で、例えばお金はかかりますけれども、中間市のようなところで、福岡県に誇れるようなそういう予防医療のとりでを築くというのも、私はすばらしいことだと思います。

今後、どこまでできるかわからないとは思いますが、鋭意そういう方向に向かってともに頑張っていきたいということで、私の質問を終わりたいんですけど、最後に市長のほうから。もうよろしいですかね、今ので。そういうことで終わります。どうもありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。質問通告に基づき、一般質問を行います。

まず最初に、確認をしておきたいんですが、老人福祉計画というものが、介護保険の給付対象とならないひとり暮らし老人等も含めた地域における老人保健福祉事業全般にわたる計画となっております。要するに、要介護者の方々に対してのサービスの提供にとどまらず、すべての高齢者を視野に入れて、保健予防、生きがい対策などを通じ生活支援を行

い、寝たきりになることを予防し、お年寄りの皆さん方が元気な毎日を過ごしていけるよう行政として支援していこう。このように理解して間違ありませんね。部長、どうですか。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

そのとおりでございます。

○議員（1番 宮下 寛君）

そこでお伺いしますが、お年寄りの皆さん方に対して、日常の例えば買い物であるとか、通院であるとか、そういうことに対してのサービス、どのようになっておるのかお伺いたします。

○議長（井上 太一君）

溝口保健福祉部長。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

日常の買い物や通院にタクシーを利用せざるを得ないという方に対しては、現在、タクシー料金の一部助成をしておりますのは、障がい者の方を対象としております。福祉タクシー助成事業でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

今お聞きしますと、障がい者のみだということですね。今、要介護対象になっていない方々の中でも、いわゆる膝とか腰を悪くして、そしてやっと家の周りだけを歩けるけれども、とても買い物に行ったりまた通院したりすることができないような、そういう方々がいると思うんですが、その方々に対して、こうしたタクシーなどのあれば、最初の料金は援助するというタクシー券を発行しているということなんですけども、これは一切ないということになるわけですね。そういうことなんでしょう。

○議長（井上 太一君）

はい。

○保健福祉部長（溝口 悟君）

そういうことでございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

実際今、そういう方々に対して中間市は、そういう交通弱者の方々に対して、コミュニティバスの運行をやろうという非常に積極的な方向を出しているところだと思うんです。

しかし、これが今、法定協議会なるものを組めるのが、大体来年の初めぐらいだと。こういうことですから、とてもじゃない、そういう方々というのは待ち切れないわけですね。こういう方々に対しての支援、これはどのように考えているのか。市長はどのように考えられておられるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今のお話の中で、ご家族、身内の方等々のお話一切出てきておりませんが、何もかも市って話になるんですかね。家族の方のご支援、身内の方のご支援、そういうのも、私もしっかりやっていただきたいなという思いはございます。

体の動けない、買い物行かれない方にすべてタクシー券やれっていうことになれば、どんなふうになるのかなというそのちょっと私、想像できない。幾らその費用がかかるのかなっていうことになるんですが、今ある介護保険等々も、サービス等々を大いに利用していただいて、そういうあたり少しでも解消していただければと、そんなふうには思っておりますけども。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

これは当然、その家族の方がおればそういったことはないだろうと思いますよ。けども今、中間市の高齢化率も相当上がっているということは、もう十分ご存じのはずです。いわゆるお年寄りだけの世帯というのがかなりあるということは、もうわかっていると思うんですね。これ、中間市では何世帯ぐらいありますか、つかんでおるところで。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

高齢者のひとり世帯でよろしいんですかね。大体、住基上では3,400世帯、住基上ではですね。ひとり暮らしの世帯については3,400世帯。実際には2,800世帯ぐらいだと思います。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

おひとり暮らしだけだということなんですけども、実際にはお一人だけじゃなくて、お年寄り、特にご主人を介護されている奥さんとお二人暮らしという方もかなりおられるんじゃないかというふうに思うんですね。

もう一つ聞きたいのが、いわゆる要支援1、2と言われる方々に対しても、一定のサー

ビスなんかもされているだろうと思いますね、介護保険を使ったですね。これのタクシーの利用ってというのは、どういう状況になっているんでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

要支援1、2の方については、タクシーの利用については、助成は一切ございません。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

タクシー券というのものも、要支援1、2の方にはないと。そうすると、この要支援1、2の方が実際に買い物に行く。こういったときに、どういう状況で生活されているか。これ、高齢者福祉として何かつかまれていますか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

要介護1以上の方については、介護タクシーが使えるようになってますけども、それはタクシー助成ということじゃなくて、タクシーを本人がご利用されて、そのタクシー料金についてはご本人が自前で払っていただくと。ただ、ヘルパーの方がタクシーまで介助して、そして病院のほうまで行きまして、また乗り降りに介助するということの制度でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

そうすると、タクシー券というのは今、説明されたことのみしか使われていないということなわけですね。そうすると、いわゆる家の周りしか歩けないような方々含めて、要支援1、2だろうと思うんですよ。そういう方々がお二人、例えばお年寄りだけの世帯、おられると思うんですよね。こうした方々に対して、今この老人福祉計画という先ほど確認をしたところなんですけどね。

要するに、要介護者の方々に対してのサービスの提供にとどまらず、すべての高齢者を視野に入れて保健予防、生きがい対策などを通じ生活支援を行いと。お年寄りの皆さん方が元気の毎日を過ごしていけるように行政として支援していこうと、こういうふうになっているんが、一体どういう形で支援しているんですか。いわゆるいきいきサロンだとか、そういうことの支援ということなんですか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

**○介護保険課長（山本 信弘君）**

ひとり暮らしであれ、高齢者世帯であれ、介護保険制度の中で認定を申請して、認定が出るということになりますと、ケアマネージャーがいろいろアセスメントによってサービスの必要性が認められれば、買い物とか薬の受け取りについては可能でございます。

以上でございます。

**○議長（井上 太一君）**

はい。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

私は、もっとタクシー券っていうのが、初乗りですか、それを補助するというようなことで出されているって聞いたわけですけども、これまでの回答によると、いわゆる要介護1以上の方々に対してのものであって、要支援1、2以下の方、あるいは要介護の認定を受けられてない、いわゆる虚弱のお年寄りたちに対してのサービスが何らないということになりはしないかと思うんですが、どうなんですか。

**○議長（井上 太一君）**

山本介護保険課長。

**○介護保険課長（山本 信弘君）**

ちょっと申しわけありません、小出しにしまして。まず、高齢者福祉サービスの中に、在宅高齢者自立支援事業というのがございまして、ひとり暮らし等の高齢者に対して、ホームヘルパーが1回1時間程度、ちょっと時間は今現状に即しているのかどうかわかりませんが、自宅を訪問して買い物とか洗濯とか掃除等に係る援助を行うように、そういうサービスがございまして。

その対象者につきましては、介護の認定を申請しまして、非該当になったひとり暮らしの高齢者ということになっております。

以上でございます。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

ひとり暮らしということが対象だということなんですけど、実際に先ほども言いましたように、奥さんを介護しているのか、ご主人を介護しているのか、いずれにしても、夫婦で住まわれているお年寄りの皆さん方に、介護されている方々に対して、そしてしかも本人もいわゆる足腰が悪くてなかなか外に出歩けない、そういう方々もいらっしゃると思うんですよね。そうした方々に対して、今課長が言われたのは、要介護の認定を受けてなくても、高齢者福祉としてサービスがあるよと。いわゆるヘルパー事業としてやっているよということなんですかね。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

非該当の方のひとり暮らしということでございます。要支援の介護の認定の申請をして、要支援1にも該当しない、要介護にも該当しないと。非該当の方のひとり暮らしについてこのサービスが受けられますよということでございます。

○議員（1番 宮下 寛君）

わかりました。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

夫婦でおって何で受けられないの。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

考え方として、ご夫婦でおられる場合、お一人、ご主人なり奥さんなりであれ、要支援認定を受けておられないということであれば、ぜひ認定を申請して、もう要支援なり要介護が出れば、ご夫婦でもお二人とも持っておられれば、そういうケアマネがそういう計画を立てますので、必要であればそこでサービスの提供は可能だというふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

そうすると今、例えばご主人を介護されている奥さんというちょっと限定して言いましょうけども、そういう奥さんがやっぱり足腰も大分弱ってきて、なかなか外に出られなくなってきているという方々に対して、その奥さんが介護認定を申請をして、そこで要支援1なり2なりを受ければ、そういうサービスが受けられるということなんですね。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

必ずそれが100%受けられるということじゃなくて、その方のケアマネージャーがその方の実際に日常生活にそれが必要かどうかということの計画を作成しますので、それが利用が可能ということであれば、その方に絶対必要ということであれば、そういうサービスが可能でございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

ケアマネージャーが、そういうお二人の状況を見て、必要だということであればそういうサービス受けられると。例えばタクシー券を受けられると、サービス受けられるということなわけですが、そのタクシー券っていうのは一体どのくらいの頻度で実際あるんですか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

タクシー券ということじゃございませんで、これは通院の介助でございます。ヘルパーが通院の介助ということで、先ほども申しましたけども、移動のタクシーの費用につきましては、ご本人さんに支払っていただくということでございます。ただ、乗せる、おろすの介助だけでございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

そうすると、タクシーに乗る際の初乗りの補助というのは、そういうサービスはないんですか。もしあるとすれば、どういうときに発生するんですか。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○介護保険課長（山本 信弘君）

そういう制度はありません。

○議員（1番 宮下 寛君）

ないんですか。

○介護保険課長（山本 信弘君）

はい、ありません。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

そうすると、先ほどの議員の話に出てましたけども、病院に行くその往復の料金が非常に耐えられないよというところ今どんどん出てきているっていうのは、まさにその補助がないというところから出てきているわけですね。しかも、これが要介護になった人であろうとも、そういうサービスが受けられてないということなんです。

そうすると、ここの老人福祉計画、一体何をここでやろうとしてるんですか。保健予防、生きがい対策などを通じて、生活支援を行う。寝たきりになることを予防し、お年寄りの

皆さん方が元気に毎日を過ごしていけるように行政として支援していこうと。

例えば家にいれば、奥さんはそれなりに料理をつくることはできるよと。けども、それを買に行くことはなかなか難しいよ。こういう方々もいらっしゃるわけです。そういった人たちに対して、市として何ら手を打たないのか。これどう考えますか。市長、どうでしょう。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうふうな一つの理念に向かってやろうっていう方向ではございますけども、先ほどいきいきサロン等々のお話もございました。これは画期的な市民の力を借りてやっておるところでございまして、もう20数カ所が立ち上がっております。そういうのを利用しながら、また自治会で、今回自治会は改編いたしております。これは、地域の中でも考えていただければと、そんなふうに思っております。

この地域でお互い助け合おうというふうな、そういうふうなことも今からご提案していかなければいけないのかなと。町内会を自治会組織に改編いたしまして、その地域の組織力というのを強化、お願いしております。

この前もお話しましたように、若い方がどんどん自治会に入っていただきまして、そういうふうな自治の力、本当意味の自治っていうのをお願いしておるわけでございます。そういう中で、それぞれの地域の中で困ってある方をお互い助け合いましょうと、そういう思いの中にこういうふうな動けない方への手助けっていうのも私、考えておるところでございまして、これは今から本当に検討していかなければいけない。ただ単に、動けなくなったからタクシー券っていう話ではなくて、その地域全体で互いの助け合い精神と、そういうふうなことも含めまして今後、検討をさせていただければと思っております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

困っておられる方は、将来起こるといことじゃないんですよ。今起こっているんですよ。で、少ない年金の中から、タクシー代を全額負担をされているわけ。だから、今コミュニティバスを運行させて、そのコミュニティバスも、しかも同時にドア・ツー・ドアっていいですか、その方のうちから買い物先まで、あるいは市役所まで、いろんなところに行けるような、そういうサービスも提供しようということが、よその自治体ではできるところもありますけども、これが中間で改めて考えて、検討してできれば、それはもうそれで結構なんですけども、今の時点で、伺ってみると何のお年寄りに対して、中間市民に対して、サービスが行われていない。

しかも、これ何か先ほど言ったようにもう何千人もいると。2,000人もいると。何

か、全員がタクシー券を出せと言っているかのようなそういう極論を展開してましたけど、そうじゃないだろうと。本当に困っておられる方、こうした方々が、市に対して申請をしたときに、これを調査して、そして必要であるならば、タクシー券初乗り分ぐらいは何とか援助しようと。こういうことも考えられるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

**○議長（井上 太一君）**

山本介護保険課長。

**○介護保険課長（山本 信弘君）**

ちょっとご説明がわかりにくかったかもしれませんが、認定、要支援1から要介護5まで、先ほども、ケアマネがそういう必要性があると認めれば、買い物とか薬の受け取りについてはヘルパーがきちっとそれは対応するようになってますので、生活援助でのサービスを利用することができます。

以上です。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

薬とかそういうものについては、毎日のことではないですから、ヘルパーさんをお願いしてっていうこともできるでしょうけども、しかしヘルパーさんっていったら、それだけの仕事じゃないだろうと思うんです。家の掃除から、また買い物から含めてやるっていうのは、その短い時間の中で今の仕事をやらなきゃいけないっていったら、これは相当な負担がヘルパーさんたちにかかっていくだろうと思う。

だから、ヘルパーさんが今、前は一定の時間が確保されていたけども、だんだん改悪をされて、その時間も短くなっているのが現状じゃないですか。だから、本当にお年寄りの皆さん方が必要だと、中間市が本当に住みよい町だと言えるようなサービスが提供されているのか。これは十分やっぱり研究していかないかんじゃないですか。

そしてまた、今のお年寄りの皆さん方の実態をやっぱり把握していく。こういうことも非常に大切じゃないのかなと思いますけど、市長いかがですか。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

財源の問題、国にいたしましても、そういうふうな社会制度を維持していくための大変な予算不足というようなことで、税金上げるかどうかのっていう話になっています。お年寄り、これから増えてまいりますし、福祉保健対策等々につきましては、多額なやはり予算、これから必要になってくるんじゃないか。そんなふうに予測をしております。

今言われますように、当然私どもは重要性っていうのは十分考えておりますけども、将来は大変な状況になってまいります。今から本当に、団塊の世代のお話もありましたよ

うに、今からまた本当にお年寄り、高齢化進んでまいりますんで、そういう将来の状況等々を踏まえながら、今これはやりたいというその気持ちはありますけどもが、それやったときに将来はどれだけの予算等々かかるのかっていうそういう心配も、私将来に向けてしなければなりません。そういうあたりで、しっかりしたシミュレーション……。

本来、さっき言いますように、こういうあたりを少子高齢化というのはもう10年、15年前にわかっとなることをごさいますして、そういうあたりに対して国がしっかり対応してこなかった。そういうあたりが私ども地方に回ってきているというのを認識っていうか、実感しておるわけをごさいます。しっかりした将来を見据えたこともありますんで、今ここでこれだけします、したいっていうその思いありますが、ちょっと言えないなということをごさいます。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

非常に中間市のような自治体としては、大変苦しいところじゃないのかなというふうに思うんですけども、先ほどの前の議員も言われたように、やっぱりどこに予算を重きを置いて使うのかということも、ここの中間市のようなところでは十分考えていく必要があるなというふうに思うんですね。

それから、やはりもう市長も前から言われているのが、お年寄りも住みよい中間にしていこうということが口癖になっているわけですからね。そのように非常に重要視されてるんだろうなと私は思うんですけども、なかなかそれが姿に形として見えないというところがあるわけですね。

だから、そういう点では、やっぱり地方自治体というのは、ある意味では市民にとっては、自分たちの生活、そういうものを暮らしを守っていくやっぱりとりでなんですね。そこを本当に発揮してもらいたいというふうに切に思うところです。

先ほどのやっぱり、何ていうのかな、タクシーを使うにしても、一体どのくらいの予算が必要なのか、そういう実態調査をぜひこれはしてほしい、するべきだというふうに思うんです。そして、先ほど何か言われたね。実際に調べたら、二、三十万円の予算しか使わなかったというようなことも言われてましたけども、そんなに多額の予算が必要なのかどうなのか。これもやっぱり実態調査をして、見てみないと計画も立てられないというふうに思うんで、その点、ぜひ実態調査を、そういう行ってほしいというふうに思うんですが、市長いかがお考えですか。

**○議長（井上 太一君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

検討させていただきます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

検討するということですが、検討されるということについては、これは私ども、今後検討のいかんがどうなったのかということについては今後、幾たびか質問もしていかななくてはならんだろうなというふうにも思います。余りこればかり時間つきませんので、続いて住宅リフォーム助成制度について伺います。

その質問通告には載せておりますように、これまで幾度となく住宅リフォーム助成制度については取り上げてきました。そして、各福岡県下でもそういう制度をつくっているところが増えつつあります。そういうことは十分認識をされているんだろうと思うんですが、この住宅リフォーム助成制度についてどうかということを再度お伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

前回のご質問から、私の考えは変わっておりません。住宅リフォーム助成制度につきましては、現在のところ考えておりません。

と申しますのは、私ども、もうこれも前回申し上げましたけども、プレミアム付商品券販売しております。これは、いろんなところで使えます。そういうあたりを十分利用していただければと。

それとあわせまして、地域の活性化を図っているわけでございます。夏場におきましては、7,000万円という金が市内、これはもう市内だけしか落ちませんのでね。市内からその券買って中間市で使う。もうそういうふうなことで、7,000万円という金が流れる仕組みをつくっております。

ご承知のとおり今回、補正予算でまた年末商戦に向けまして、そういうふうなプレミアム付商品券の発行のご提案をさせていただいております。これは、県の補助等々1回目はいただいたわけでございますけども、2回目ということで、県の補助もらえるのかなと、ちょっと、多分もらえんだろうなというその思いがあったんでございますが、担当のほうで県とかけ合まして2回目も……。これは県下で2回やるところは珍しいと。これはもう協力しますという答えを引き出してきておりまして、県の補助、幾らかっていうのはまだ決まっておりますが、県の補助をいただきながら、またやるという方向性は出ております。

そういう意味で、このプレミアム付商品券、これを利用して使っていただければと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

プレミアム商品券使って、食品以外に住宅等に使ったということも聞きますけども、大体それは何%ぐらいあるかわかりますか。

**○議長（井上 太一君）**

三島建設産業部長。

**○建設産業部長（三島 秀信君）**

お答えいたします。昨年度の実績でございます。換金総額7,699万4,500円に対しまして、住宅関連と推定される金額1,039万6,000円でございます。全体のパーセンテージでいきますと、13.5%でございます。事業所店舗数、トータルで116件で換金が行われております。そのうち住宅関連と思われる事業所、5事業所でございます。

**○議長（井上 太一君）**

どうぞ。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

今、答弁聞きますように、7,700万円のうち約13.5%がそういうところに使われていると。私は、この商品券、プレミアム商品券については全然異論はないし、大いに進めるべきだと。それがまた、市民の皆さん方に喜ばれているということも聞きます。

ただ私は、この住宅リフォーム助成制度とこのプレミアム商品券が全く競合することはないんだと。同じように市民の、中間市の地域の活性化のために大いに役に立つ、そういうものだというふうに認識をしております。

それというのはなぜかと。まだ、中間ではそういう住宅リフォーム助成制度やったことのないのに、なぜそう言えるかということなんですけども、それは実施した自治体で、これがそういう実績がもうほとんど10倍から15倍というところで上がってきているからなんです。

例えば、これも前回ご紹介もしたと思うんですが、秋田県で、今ここに資料としてあるのが、25市町村で市町村が使った交付額ですね、予算が約19億円です。それに対して、そこで工事が行われたのが、何と291億円です。これが、それぞれの市のところにみんなそこでの市町村で使われて、大いに地域の活性化がある。当然それは市町村の財政にも大きく寄与しているところですよ。

しかも、この秋田県、話聞きますと、市町村の聞きますと、ほとんどが、例えば多いところで1億3,000万円とか、1億6,000万円とか出しているところもあるんですが、それでも、少なくともやっぱり4,000万円から6,000万円ぐらいが多いんですね。これは何か、みんな単費でやっているんですよ。それだけの価値があるんだと。それだけ大きく自分たちの市に返ってきている。こういうことの裏づけがどんどん秋田県の市町村に広まっていった。そういう実績だろうと思うんです。

だから、私は中間市の活性化のためにプラスになる、こういう事業が市長のほうに、もう一つ納得いかないのかなど。本当にそれだけの実績あるのかなというふうに思われているのかどうか。その辺ちょっと伺いたいんですがね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

実績云々というより、今私どもはこういうふうな商品券でおります。今やっているやつを十分利用していただければと、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

今やっているやつを十分使っていければというんだけど、いいですか。約7,700万円の中で、ほとんどが今食品に使われているわけでしょう。だから、住宅リフォーム助成制度っていうのは、それとはまた別なところで、市民が大きなお金をそこで動かしている。そして、中間市の業者が、それによって潤っていく。それで地域の活性化もそこで十分果たしていける。そういうことなんですけれどもね。

何っていうかな。今の話聞く限りは、県なり国なりの補助がない限りは、市単費ではやらんぞということなのかなど。そういう考えが、伺えるんです。だから、市としてそれが本当にプラスなのか。もっとこう積極的に、その市の財政を潤していくような事業というのは展開していてもいいんじゃないかな。

この住宅リフォーム助成制度で1,000万円、例えば500万円やったところでも約1.5倍の7,500万円の事業が動いている。1,000万円であれば、1億円を超えた事業がそこで動いている。これが、どうして中間市のマイナスになるのかということが、私としては納得がいかんわけですよ。

だから、なんていうのかな。国なり県なりが、もっと積極的に市に補助をするなりならば十分考えましょと、そういうことなんでしょうか、市長。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

住宅リフォームというお話でございますけどもが、今から考えられますのは、太陽光発電等々、また耐震化の住宅、これリフォームになるのかわかりませんが、耐震化の問題等々、いろんな問題が私ども山積しているわけでございます。

そういう中で、住宅リフォームというお話でございますけどもが、それだけに限らず、いかに今から先しなければいけない、また住民の皆さん方が興味持っておられることに対して、対応しなくてははいけないという思いでございます。

それらに対します当然、補助っていうことも考えていかなければなりませんし、この住宅リフォームだけではなく、もう少し全体的な今後の流れの中で考えさせていただければと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○議員（1番 宮下 寛君）

あと時間がありませんが、住宅リフォームといっても、非常に狭い枠で考える必要はないだろうと。本当に住宅を扱う、今言う太陽光の問題にしてもそう。下水道の問題にしてもそう。今、中間に下水道どんどん進んで、住宅の中にも水洗化が進んでおります。そういったところにも十分利用できるわけですから、市民としては非常にニーズが高いんです。

だから、それはやっぱり実施をしている自治体の中身を十分研究をしていけば、大いに使える内容だろうというふうに思います。そういうことを意見を付して、私の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....  
午後0時05分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第10. 認定第 9号

日程第11. 認定第10号

日程第12. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までの決算認定11件を

一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐々木晴一君。

○議員（４番 佐々木晴一君）

認定第１号平成２２年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について質問をさせていただきます。

これを見ますと、産業振興課における地域交流センター直売所建設に要する経費ということで、２億４，７９６万３，０００円が計上されております。そして、さらに土木管理課ということで、ＪＲ中間駅バリアフリー化に要する経費ということで、３，６１４万９，０００円が計上されております。

ご存じのように、私は平成２１年６月をもって一たん市長選挙に出るために議員を辞職しています。ですから、この２２年度予算は知りませんでした。私がいないうちに、あれよあれよという間に地域交流センターさくら館ができて、ＪＲ中間駅のエレベーターができて、これだけの大きな地域交流センターとかさくら館をつくるならば、審議会をしっかりとつくって、民間事業者も入れるわけですから、採算がちゃんといけるかどうかということもしっかりと審議をして臨むはずでしょうに、余りにも早くでき過ぎた。私がいるときは、こういう話一切なかったのに、どういう経緯で地域交流センターさくら館ができたのか。また、ないよりもあったほうがいいでしょうけども、中間駅にエレベーターを設置するようになったのか、ここら辺の経緯をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

それは、ちゃんと２２年度予算で、予算も可決して、その中で事業施行しとるんで、あなたがおるとかおらんとか、全く関係ないような話で。

○議員（４番 佐々木晴一君）

決算ですから、決算認定の質問ですから聞かせてください。

○議長（井上 太一君）

それ関係あるのかな、この決算認定のこの予算と。

○議員（４番 佐々木晴一君）

これが私の所管委員会であれば問題ないで、そこで聞けばいいでしょうけども、私の所管委員会じゃないでしょうからですね。

○議長（井上 太一君）

それは、本会議の場じゃないで直接、産業振興課へ行って聞かれたらいかがですか。そして、疑義があれば、一般質問でも何でもされたらいかがですか。

○議員（４番 佐々木晴一君）

ここは質疑って言いましたよね。

○議長（井上 太一君）

決算認定に対する質疑ですよ。

○議員（4番 佐々木晴一君）

これは最後、採決するために委員会で聞けというならばいいけど、所管の委員会にまた所属していればそこで聞きますよ。

○議長（井上 太一君）

委員会で今から協議をするでしょう。決算認定の審議をしていくわけじゃないですか。その後、討論、採決もありますよね。そして、その後本会議がありますよね。

○議員（4番 佐々木晴一君）

質問はできないです。

○議長（井上 太一君）

質疑はしていいですけども、その質疑の内容が、あなたがおらんから、よっぽどその事業をしたことが悪いみたいな話のような感じでしょう、あなたの場合は。それ、あなたはおらんでいいんでしょ、落選中やから。議会にはかけて、予算は可決しておりますよちゅうわけですよ。その経緯を今ごろ説明して、経緯は皆さん議員さん知ってますよちゅうわけです。

○議員（4番 佐々木晴一君）

私知らない。

○議長（井上 太一君）

あなたが知らんのはしょうがないな。そんなときおらんとやから。

○議員（4番 佐々木晴一君）

聞かせていただきたい。

○議長（井上 太一君）

どうぞ。

○市長（松下 俊男君）

エレベーター設置につきましては、お年寄りの方が、また子ども連れのお母さん方が移動しやすいように、まさに生き生きと暮らしていただくために中間駅にエレベーターを設置しております。これは、国、JR、市が3分の1ずつの負担ということでやらしていただいております。大変喜んでいただいております。

それと、垣生公園の前に交流センターさくらの里物産館をつくっております。これも、向こうのほう、川西地区、店ございませんで、豆腐一つ買うにしても、遠賀橋を渡って来なければいけないと、そのような要望。あのあたりにそういうふうな店、物産館ですね、そういうのをつくっていただけないかと大変強い要望がございまして、それに応えるべくつくっております。

幸い、いろんな多くの方に利用していただきまして、当初目標の売り上げ、これをはるかにオーバーした売り上げをいたしております。

それと、交流センターにつきましては、ああいうふうな垣生公園という自然に恵まれた、ああいうふうな地域に皆さん方が寄れるような施設ですね。それと、私自身も図書館を充実したいなというその思いがあったものですから、上の資料館を向こうに持っていきまして、今年度、もうじき工事に入るとは思いますけどもが、図書館の充実ということ、連動した動きをいたしております。

それと、何か新聞か何かに書かれたんじゃないかと思えますけどもが、あれだけの大きな金を使ってというその今言われましたように、2億何ぼというその話でございますけどもが、これ市の持ち出しは、多分1割行ってないんじゃないかなと。すべて、地域活性化基金等々のそういうふうな市単費以外の金を利用しながら、財政負担が起きないように十分配慮した中で、ああいうふうな施設をつくっております。

○議長（井上 太一君）

いいですか。

○議員（4番 佐々木晴一君）

ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決算認定11件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

日程第13. 第30号議案

日程第14. 第31号議案

日程第15. 第32号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、第30号議案から日程第15、第32号議案までの補正予算3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

## 日程第16. 第33号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第33号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第33号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第33号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17. 第34号議案

## 日程第18. 第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第17、第34号議案及び日程第18、第35号議案の条例2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

**日程第19. 第36号議案**

**日程第20. 第37号議案**

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第36号議案及び日程第20、第37号議案の契約2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております契約2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

---

**日程第21. 会議録署名議員の指名**

○議長（井上 太一君）

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において、田口澄雄君及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後0時14分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           井 上 太 一

議 員           田 口 澄 雄

議 員           片 岡 誠 二